

議 第 1 5 号 議 案

生活保護家庭の子どもの大学又は専修学校等の進学率向上のための支援策を求める意見書の提出について

生活保護家庭の子どもの大学又は専修学校等の進学率向上のための支援策を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年9月19日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 加 賀 奈々恵

賛成者 同 小 川 匠

提 案 理 由

生活保護家庭の子どもの大学又は専修学校等の進学率向上のための支援策を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

生活保護家庭の子どもの大学又は専修学校等の進学率向上のための支援策を求める意見書

子どもの貧困が大きな社会問題となっており、貧困の広がりにより、子どもの教育を受ける機会に、格差が生じている。

平成27年の厚生労働省の調査では、子どもの相対的貧困率は13.9%、実に7人に1人の子どもが、貧困の状態にある。こうした家庭の子どものなかには、能力や意欲がありながら、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめる子どもたちが、相当数いると思われる。経済的に厳しい家庭の子どもは、貧困から抜け出せず、その子どもが貧困に陥る「貧困の連鎖」が生じている。生活保護家庭の子どもは、特に厳しい状況にある。

平成28年度の高卒業者の大学等への進学率は80%であるが(文部科学省 平成28年度学校基本調査)、生活保護家庭の子どもの進学率は33%と大きく下回る現状にある(厚生労働省 平成27年4月1日現在)。

現行の生活保護制度では、生活保護を利用しながら、昼間の大学等への進学、通学を原則、認めていないが、制度上は「世帯分離」という措置を行ない、進学、通学を可能にしている。しかし、この措置は、大学等へ進学、通学する子どもを生活保護の利用の対象から除外することであり、その分、保護費は減額され、この減額は在学中継続される。当然、生活は苦しくなることは予想され、親の負担が増えることへの影響を考え、大学等への進学、通学をあきらめざるを得ない状況に置かれている。

安倍総理は、先の第193回通常国会における施政方針演説で「どんなに貧しい家庭で育っても、夢を叶えることができる。そのためには、誰もが希望すれば、高校にも専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。」と述べている。

富士見市は平成29年3月に策定した「夢つなぐ富士見プロジェクト+ (プラス) ～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」において、「富士見市に住むすべての子どもが、自己肯定感を育み、各々が希望する夢に向かってチャレンジできるよう、生活や進学、経済的な支援などを行い、貧困の連鎖を断ち切ることを、基本理念とします。」と謳い、平成29年度から様々な支援等を順次、始めたところである。

子どもは、生まれてくる家庭環境を選ぶことはできない。いかにして「貧困の連鎖」

を止めるかが、今重要となっている。よって生活保護家庭の子どもの大学等の進学率向上のため、政府に対し下記の事項について要望する。

よって、富士見市議会は、政府に対し、生活保護家庭の子どもの大学等の進学率向上のため、下記の事項について要望する。

記

1. 生活保護家庭の子どもが大学又は専修学校等への進学等にあたり、継続して保護が利用できるように、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号厚生省社会局長通知）の「世帯分離」措置を廃止し、平成30年度から実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様
内閣官房長官 菅 義 偉 様